

# 過去に兵庫県にお住まいの方で、肺に石綿（アスベスト）による症状がある方へのお知らせです。

兵庫県では、肺に石綿による症状がある方で、病院での診断結果により経過観察が必要とされた方（※）を対象に、半年に1回の経過観察（胸部エックス線及び胸部CTの診断）に係る費用をご負担する、「石綿（アスベスト）健康管理支援事業」を実施しています。

この制度は、過去に兵庫県にお住まいの方も対象となりますので、詳細については、下記の窓口までお問い合わせください。

（※）両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚がある方で、中皮腫・肺がんの疑いがあり、経過観察が必要な方。

## 認定時の提出書類

- 過去に兵庫県に居住していたことを証する書類  
（戸籍の附票、住民票など、お名前と兵庫県内の住所が確認できる書類）
- 石綿による中皮腫・肺がんの疑いがあり、経過観察が必要なことを証明する医療機関が発行する書類（様式）  
（注） 証明書料等は助成の対象にはなりません。

書類の請求など詳細については、下記にお問い合わせください。

（受付時間：土、日、祝日を除く9時～12時、13時～17時まで）

兵庫県健康生活部健康局疾病対策課検診指導係

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

電話番号 (078) 341-7711 (内線3288)

(078) 362-3262

FAX番号 (078) 362-9474

E-mail [shippeitaisaku@pref.hyogo.jp](mailto:shippeitaisaku@pref.hyogo.jp)

## 兵庫県へ問い合わせ

関係書類等の送付  
・問診票、証明書式など

## 労災病院等を受診

- ・石綿に関する問診の実施
  - ・胸部レントゲンの撮影
  - ・胸部CT（必要な場合）
- 等

要治療

対象外

労災保険法や石綿救済法の対象になる場合がありますので、最寄りの労働基準監督署又は(独)環境再生保全機構などにお問い合わせください。

要経過観察(※)

兵庫県へ申請

添付書類  
・問診票（写し）  
・検査状況の証明書  
・居住歴の証明書類

結果通知

(対象者へ手帳交付)

検査受診

手帳所持者は、半年に1回の検査受診時の費用を請求により助成

異常なし

対象外

定期的な健診受診をお勧めします。

(※) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚がある方で、中皮腫・肺がんの疑いがあり、経過観察が必要な方。